

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R6. 10. 15	R6. 12. 3	施工体系図 (道路橋梁維持工事(杉並工区南その2)単価契約、道路橋梁維持工事(新宿工区東その2)単価契約、道路橋梁維持工事(中野工区その2)単価契約、道路橋梁維持工事(新宿工区西その2)単価契約、道路橋梁維持工事(杉並工区北その2)単価契約、道路橋梁維持工事(新宿工区西その1)単価契約、道路橋梁維持工事(新宿工区東その1)単価契約、道路橋梁維持工事(中野工区その1)単価契約、道路橋梁維持工事(杉並工区南その1)単価契約、道路橋梁維持工事(杉並工区北その1)単価契約、新白鳥橋補修工事(塗装)、大新横丁歩道橋維持工事(塗装)、角筈橋長寿命化工事、上高井戸陸橋長寿命化工事(その1)、副10号高架橋長寿命化工事(その1-1))	15	1														建設局 第三建設事務所 補修課
2	R6. 11. 20	R6. 12. 3	新河岸川地質調査(6-1) ・委託総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表	※	1														建設局 第四建設事務所 工事第二課
3	R6. 12. 2	R6. 12. 5	・扇大橋竣工図書(鋼桁製作架設)昭和50年7月 ・東京都才5建設事務所 放射11号線 本木橋梁製作架設工事(その2)設計 計算書(A,E橋) ・平成24年度橋りょう詳細健全度調査 委託報告書(概要版) ・平成24年度橋りょう詳細健全度調査 委託報告書(第6建設事務所)平成25 年3月のうち、 「第Ⅳ編 扇大橋調査結果」、「第Ⅴ 編 損傷原因の推定と対策事例」、 「資料集Ⅱ 扇大橋」	※	1														建設局 第六建設事務所 補修課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R6. 11. 21	R6. 12. 5	道路概略検討（3北南-小金井3・4・11外2路線） 報告書 令和4年12月	※	1															建設局都 北多摩南部建設事 務所 工事第一課
5	R6. 10. 15	R6. 12. 5	施工体系図 ・新道坂橋補修工事（塗装） ・瀬田歩道橋維持工事（塗装） ・明神坂上歩道橋維持工事（塗装）その3 ・道路施設整備工事（5二の8）白金トンネル補修 ・宮下第一歩道橋外1橋維持工事（床板補修） ・喜多見橋歩道橋維持工事（塗装） ・東海隧道長寿命化工事（その2） ・東海隧道長寿命化工事（その1） ・平和島第三歩道橋維持工事（塗装）その3 ・勝平橋（下り）長寿命化工事（その3）その2	10	1															建設局 第二建設事務所 補修課
6	R6. 10. 15	R6. 12. 5	施工体系図（隅田川（駒形橋下流）左岸防潮堤耐震補強工事、隅田川（白鬚橋下流）右岸スロープ整備工事）	3	1															建設局 江東治水事務所 内部河川工事課
7	R6. 10. 15	R6. 12. 9	施工体系図（南砂町地盤沈下観測所外3か所建物補修工事）	1	1															建設局 土木技術支援・人 材育成センター 技術支援課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
8	R6. 10. 15	R6. 12. 9	施工体系図 （街路樹等維持単価契約（6板橋）その2、 街路樹等維持単価契約（5板橋）その2、 道路橋梁維持 単価契約（石-2）、 道路橋梁維持 単価契約（練-2）、 道路橋梁維持 単価契約（豊-2）、 道路橋梁維持 単価契約（板-2）、 道路橋梁維持 単価契約（石-1）、 道路橋梁維持 単価契約（練-1）、 街路樹等維持単価契約（6板橋）その1、 道路橋梁維持 単価契約（板-1）、 道路橋梁維持 単価契約（豊-1）、 豊浜歩道橋維持工事（塗装）	12	1															建設局 第四建設事務所 補修課
9	R6. 12. 2	R6. 12. 9	「高島平商業施設建物（仮称）駐車場」 ・路外駐車場設置届出書（平成11年3月30日付） ・駐車施設等の概要 ・路外駐車場管理規程届（平成11年4月19日付） ・建築設計概要書 ・路外駐車場管理規程一部変更届（平成12年10月10日付） ・路外駐車場設置（変更）届出書（平成12年10月10日付）	※	1															建設局 道路管理部 管理課
10	R6. 10. 15	R6. 12. 10	施工体系図 ・平山陸橋長寿命化工事及び平山橋長寿命化工事 ・三本松陸橋補修工事（5南西建） ・豊田陸橋長寿命化工事（その3）	3	1															建設局 南多摩西部建設事務所 補修課
11	R6. 10. 15	R6. 12. 10	施工体系図（下高井戸調節地工事に伴う橋梁工事（かなな橋ほか1橋）その3）	1	1															建設局 第三建設事務所 工事第二課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
12	R6. 10. 15	R6. 12. 11	施工体系図（街路築造工事のうち地盤改良工事（5六-補138綾瀬新橋））	1	1															建設局 第六建設事務所 工事課
13	R6. 12. 4	R6. 12. 11	道路概略検討（3北南-小金井3・4・11外2路線） 報告書	※	1															建設局 北多摩南部建設事 務所 工事第一課
14	R6. 12. 3	R6. 12. 11	道路概略検討（3北南-小金井3・4・11外2路線） 報告書	※	1															建設局 北多摩南部建設事 務所 工事第一課
15	R6. 11. 6	R6. 12. 12	1. 令和2年度 無電柱化事業実績報告書（平都道発第282号） 2. 令和2年度 額確定通知書（3建道建管安第10号） 3. 令和3年度 無電柱化事業実績報告書（平都道発第272号） 4. 令和3年度 額確定通知書（4建道建管安第4号） 5. 令和4年度 無電柱化事業実績報告書（平都道発第274号） 6. 令和4年度 額確定通知書（5建道建管安第12号）	※	1															建設局 道路管理部 安全施設課
16	R6. 10. 15	R6. 12. 12	施工体系図 ・一之江陸橋長寿命化工事(その1) ・三之橋補修工事(塗装) ・上平井橋補修工事(塗装) その2 ・丸八橋補修工事(塗装) ・大富橋維持工事 ・柳島橋外2橋維持工事 ・業平橋維持工事(緊急施工) ・橋梁維持工事(江東区)その2単価契約 ・船堀橋長寿命化工事(その4) ・葛西橋長寿命化工事(その4) ・黒船橋外2橋維持工事 ・橋梁維持工事(墨田区・葛飾区)単価契約	12	1															建設局 第五建設事務所 補修課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 10. 15	R6. 12. 12	施工体系図 (浜崎橋長寿命化工事 (その 9)) (橋りょう維持工事 (単価契約)) (一石橋 (下り) 長寿命化工事 (その 2)) (天王洲橋長寿命化工事 (その 1)) (東銀座地下自動車道長寿命化工事 (その 1)) (西桜歩道橋維持工事 (塗装)) (勝間橋長寿命化工事 (塗装) (その 3))	10	1															建設局 第一建設事務所 補修課
18	R6. 11. 8	R6. 12. 13	希少猛禽類調査委託 (3 北南-小金井 3・4・11外 1 路線) 調査報告書	※	1															建設局 北多摩南部建設事 務所 工事第一課
19	R6. 10. 18	R6. 12. 13	日比谷公園第二花壇施設整備工事にお ける以下の書類 ・種別内訳書のうちベンチ設置に係る 部分 ・代価明細表のうちベンチ設置に係る 部分 ・特別調査のうちベンチの価格調査に 係る部分 ・施工体制台帳及び施工体系図 (第一 回) のうちベンチ設置に係る部分	※		1					1	1	1					(第 7 条第 4 号) 公にすることにより偽造され犯罪に利用される恐れがあるため。 (第 7 条第 2 号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第 7 条第 3 号) 健康保険等の加入状況における事業所整理記号等は法人の内部管理情報である。また、注文書の注文金額、支払条件、受託者及び下請業者間の約款、発注条件書、見積金額、見積条件は法人の事業運営情報であり、いずれも公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 東部公園緑地事務 所 事業推進課	

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
20	R6. 12. 6	R6. 12. 16	街路築造工事（19南西-八王子3・3・41その2）のしゅん工図のうち土工平面図（2/86）、重力式擁壁展開図（34/86）、取付道路3号補強土壁工展開図（45/86）、取付道路4号補強土壁工展開図（1）（46/86）、取付道路4号補強土壁工展開図（2）（47/86）、補強土壁工詳細図（48/86）、補強土壁工概要図（49/86）	8	1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	
21	R6. 12. 5	R6. 12. 18	公園緑地部で浜離宮について〇〇と世界遺産について検討したことが分かる資料一式					1									不開示請求に係る公文書については、実施機関では現に保有しておらず存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課	
22	R6. 12. 13	R6. 12. 19	〇〇における合意者欄が記載された以下の土地境界図 土地境界図 8 年2271号 文書番号： 7 財用境申第5482号	2		1						1					（第 7 条第 4 号） 陰影は公にすることにより、偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課	
23	R6. 11. 1	R6. 12. 25	昭和48年 9 月20日付48北公管第463号 「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑の寄付受領について」	※		1						1	1				（第 7 条第 4 号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第 7 条第 3 号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課	
24	R6. 12. 19	R6. 12. 26	靖国通りにおける令和5年度の街路樹診断でC判定となった桜の診断カルテ・位置図（個人情報を除く） カルテ番号 J006、J017、J038、J069、J073、J079、J084、J096、J146、J382、J397、J399、J403、J415、J417、J435、J436、J475	41	1													建設局 第一建設事務所 補修課	

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R6. 12. 19	R6. 12. 26	靖国通りにおける令和5年度の街路樹 診断でC判定となった桜の診断カル テ・位置図（個人情報を除く） カルテ番号 J006、J017、J038、 J069、J073、J079、J084、J096、 J146、J382、J397、J399、J403、 J415、J417、J435、J436、J475	※	1															建設局 第一建設事務所 補修課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。